

答 申 第 7 9 号
平成23年 2月25日
(諮問公第94号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成20年6月12日付けで「平成〇年〇月〇日介護保険課が一県民〇〇に対し、〇〇（以下「特定介護事業所」という。）の行政処分、指定効力の〇ヶ月の全部停止の後、「事業再開後は、介護保険法等の関係法令に従って適正な事業を行うよう厳しく指導していきます」と通知した通り、介護保険課が平成〇年〇月〇日以降開示請求時点現在まで実施した客観的事実の判明する公文書。（監査，実地調査，書面指導，実地指導，集団指導，一般指導等の介護保険課の「厳しく指導していく」と通知した，客観的な事実の判明する公文書。）の開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成20年7月11日付け介保第108号で、本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年7月25日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

「異議申し立てに係る処分は「当該文書の存否を答えること自体が条例第7条第1号の規定により不開示とされている特定の個人を識別することができる個人に関する情報を開示することとなるので、存否を答えることができません。」と説明しているが、実地調査・監査の公文書は今まで既に開示されている。本件開示請求はその実地調査・監査の公文書と全く相違しない。よって、公文書不開示決定の開示しない理由を取り消し、開示するとの決定を求める」というものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 実地調査・監査においては、個人に関する情報をマスキングし、開示しているものであり、今回も今までどおりマスキングし、開示するだけでよい。

イ 「個人が限定される、又は個人を窺わせる」情報公開の開示請求書において、存否応答拒否の不開示とせず、開示している事実がある。それは開示請求者の原本の開示請求内容をそのまま明記せず県が勝手に県の開示請求内容を組み立て、一部開示・全部開示しているものである。

ウ 明らかに不正・不当な不開示であり、条例第7条第1号のアからウの全てに該当し、条例第9条にも該当する。

エ 条例第7条第6号アに該当せず、開示する義務がある。

オ 条例第8条に該当し、開示する義務がある。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 公文書開示請求に係る公文書の名称等

上記2(1)の開示請求内容に同じ。

(2) 不開示とした理由

ア 公文書開示請求書の「請求に係る公文書の名称等」欄の記載内容において、「一 県民〇〇」という記載内容から「〇〇氏」という特定の個人が識別され、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、県が「〇〇氏」に対し、特定介護事業所の行政処分、指定効力の〇ヶ月の全部停止の後、事業再開後は、介護保険法等の関係法令に従って適正な事業を行うよう厳しく指導していきます。」と通知したという特定の個人が識別される個人情報を開示することになるため、条例第10条の規定により、存否を明らかにしないで不開示決定を行った。

イ 不開示情報であっても開示しなければならないと規定する、条例第7条第1号ただし書には該当しない。

ウ 条例第9条の公益上の理由による裁量的開示にも該当しない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年 8 月 18日	諮問を受けた。
9 月 12日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
9 月 17日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
10月 17日	異議申立人から意見書を受理した。
平成22年 7 月 28日	諮問の審議を行った。
10月 29日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取) (異議申立人から意見を聴取)
11月 24日	諮問の審議を行った。
平成23年 1 月 12日	委員による実地調査を行った。
1 月 24日	諮問の審議を行った。
2 月 15日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件開示請求について

本件開示請求は、平成〇年〇月〇日に介護保険課が一県民である特定個人(〇〇氏)に特定介護事業所の指導について通知したとおり、特定の期間に実施した、監査、実地調査、書面指導、実地指導、集団指導、一般指導等の客観的な事実が判明する公文書について開示を求めるものである。

実施機関は、開示請求書の「一県民〇〇」という記載内容から「〇〇氏」という特定の個人が識別され、開示請求に係る公文書が存在するか否かを答えるだけで、県が特定個人に対し、特定介護事業所への指導について通知したという特定の個人を識別することができる個人に関する情報を開示することになるとして、条例第10条の規定に基づき、公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する決定を行った。

異議申立人は、条例第7条第1号ただし書等に該当するとして、実施機関の不開示決定処分の理由の取り消し及び開示の決定を求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第7条第1号の不開示情報に該当するかどうか及び条例第10条に該当するかどうか並びに異議申立人が主張する条例第9条に該当するかどうかについて検討する。

イ 個人情報（条例第7条第1号）該当性について

(ア) 条例第7条第1号について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」としている。

この条各号のうち、第1号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定している。

(イ) 条例第7条第1号該当性

本件請求の記載内容には、開示請求者の姓が含まれており、実施機関が特定の個人に通知したとおりに特定介護事業所への指導を実施した事実が判明する公文書に対する開示請求と認められることから、特定個人に対し、特定介護事業所への指導について通知したという個人に関する情報（以下「本件不開示情報」という。）が識別されるものであり、条例第7条第1号本文に該当すると認められる。

また、本件請求内容は、実施機関からの特定の個人に対する個別の事項の通知内容に係るものであり、同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

したがって、本件不開示情報を、条例第7条第1号に該当するものとした実施機関の判断は妥当である。

ウ 公文書の存否を含めて不開示とすることの妥当性について

(ア) 条例第10条について

条例第10条は、「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

(イ) 処分の妥当性

本件請求内容は、上記イで述べたとおり、実施機関が特定の個人に通知したとおりに特定介護事業所への指導を実施した事実が判明する公文書に対する開示請求であり、条例第7条第1号の個人に関する情報が識別されることから、請求内容に係る公文書の存否を答えることは、特定事業者への指導についての特定個人に対する通知の有無という、条例第7条第1号の不開示情報を開示することになることから、実施機関が公文書の存否を含めて不開示としたことは妥当であると認められる。

エ 裁量的開示（条例第9条）について

(ア) 条例第9条について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第3号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。これは開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されていても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、不開示情報の規定により保護される権利利益があるにもかかわらず例外的に開示することができるとするものである。

条例第9条の適用に当たっては、当該情報を不開示にすることにより保護される権利利益と開示することによる公益を比較検討して慎重に判断する必要がある。

(イ) 条例第9条該当性

異議申立人は、明らかに不正・不当な不開示であり、条例第9条に該当すると主張している。

しかしながら、上記イのとおり、本件不開示情報は、条例第7条第1号に該当するものと認められるところ、特定事業者への指導についての特定個人に対する通知の有無を開示することに、開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要があるとは認められない。このことから、条例第9条による裁量的開示を行わなかった実施機関の判断に、裁量権に関する逸脱又は濫用があるとは認められない。

オ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付帯意見

当審査会は、本件審査を通じ、開示請求受付にあたっての実施機関の対応のあり方についても議論したので、次のとおり意見を付する。

公文書開示請求書の「請求に係る公文書の名称等」の欄の記載は、公文書の特定に係るもので、開示請求の本質的な部分であり、開示請求者が行うべき事柄であるが、請求内容の記述によっては明らかに開示されないことが予想される場合もあると考えられる。

したがって、請求の記載内容から明らかに個人が特定されることにより、開示請求者の本意が十分に反映されなくなる場合があるので、実施機関においては、開示請求の受付の際に開示請求者に対し、請求内容を再確認するなど、開示請求制度の円滑な運用が図られるよう要望する。